

# 資格制度「地盤品質判定士」と継続教育

東京海洋大学 学術研究院 教授  
地盤品質判定士協議会 試験制度監理委員会 委員長

谷 和夫

概要：戦後の急激な人口増大と都市化に伴い、我が国の大都市及びその近郊には、丘陵地を切り開きあるいは水面を埋め立てて造成した宅地が数多く存在する。これらの宅地やその上に建てられた戸建て住宅は、豪雨や大地震の際に斜面・擁壁の崩壊、土石流、地盤の液状化等の地盤災害によってしばしば被災している。このような被災を減らすために、住宅や宅地を購入・建設する一般の市民が地盤技術者の適切なサポートを得られるように、地盤品質判定士という資格制度が2013年2月に創設された。この報文では、4年目を迎えたこの新たな資格制度の現状と課題について論じる。

キーワード：地盤品質判定士，技術者，資格制度，宅地，地盤工学

## 1. はじめに

地盤品質判定士（以後、判定士と称す）は、（公社）地盤工学会が2011年東北地方太平洋沖地震（以後、東日本大震災と称す）を契機に2012年6月に示した提言<sup>1)</sup>に基づいて創設された新しい技術者資格である。宅地の安全性を向上するために地盤の評価（品質判定）に係る能力を有する技術者を社会的に明示することを目的に、地盤品質判定士協議会（以後、協議会と称す）が2013年2月に発足し、これまで3回の検定試験を行ってきた。

筆者は、上記の学会提言を取りまとめる際に資格制度の部分のとりまとめを担当し、資格制度設立準備会（2012年8～12月）の幹事として岸田隆夫氏（協議会の初代事務局長、現：広島工業大学・教授）と日下部治氏（試験制度監理委員会の初代委員長、現：茨城工業高等専門学校・校長）と共に制度設計等に携わり、協議会の設立前から関与してきた。協議会の設立後は、2013～2014年度に検定委員会の委員長、2015年度に試験制度監理委員会の副委員長、2016年度からは委員長を拝命し、現在でも運営に深く関わっている。

本年2月に協議会は設立から4年目を迎えた。協議会に参加する会員は7団体から9団体に増え、検定試験に合格して登録した判定士は775名、判定士補は285名を数え、地盤品質判定士会（以後、判定士会と称す）も2015年4月に発足して社会での活躍の事例が増加している。この制度の着実な成長と充実を見ることができると同時に、検定試験の受験者数の減少、有資格者のメリットが明確ではないこと、2018年度から始まる5年毎の更新制度の準備等、協議会が取り組むべき課題も少なくはない。

この報文では、この新しい資格制度の2016年4月現在における運営及び周辺の状況の紹介、さらに協議会として取り組むべき今後の課題について論じる。

## 2. 地盤品質判定士の資格制度の概要

### (1) 資格制度の創設の背景と意義

東日本大震災では、写真-1に示すように埋立て地の液状化や丘陵地の盛土や擁壁の崩壊等

によって数多くの戸建て住宅や宅地が被災した。一方、土木構造物や大型の建築物では、同様の地震動を受けても被災の程度は軽微か皆無であり、その対照が際立っていた。表-1 は両者の特徴を比較したものである。土木構造物や大型の建築物は公的機関ないし大きな民間組織が所有しており、それぞれの組織内には地盤技術者（インハウス・エンジニア）が存在する。彼らが最新の技術を取り込んだ基準類を整備すると共に、それに従って責任を持って適切な耐震診断及び耐震補強を業務として行っている。被災を免れた理由は、このような仕組みの存在と関係者の継続的な努力の成果である。しかしながら、戸建て住宅や宅地を所有するのは地盤工額や地盤リスクに関する専門知識を持たない一般の市民である。そのため、適切な地盤技術者のサポートを受ける環境や災害を防ぐ仕組みが整っていなければ、耐震診断や耐震補強が行われることは期待できない。その結果、戸建て住宅とその宅地の安全性は向上せず、地震や豪雨の度に同様の被災が繰り返されることになるのである。

東日本大震災やそれ以外の大地震で繰り返されるこのような被災の教訓を活かし、宅地における地盤災害の防止や軽減を推進するためには、一般の市民がサポートを受けることができるように、地盤工学の専門知識と倫理観を有する技術者が地盤の品質を確認し説明する業務において幅広く活躍することが求められていた。



写真-1：東日本大震災（2011/3/11）による宅地の被災事例  
（左：埋立て地における地盤の液状化，右：丘陵地における盛土・擁壁の崩壊）

表-1：東日本大震災（2011/3/11）で提起された被災の比較

	土木構造物，大規模な建築物	宅地，戸建て住宅
所有者	公的機関，大きな民間組織	一般の市民
被害	皆無ないし軽微	地盤の液状化，盛土・擁壁の崩壊
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の基準類を整備</li> <li>適切に耐震診断及び耐震補強</li> <li>組織内の地盤技術者の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害を防ぐ仕組みの欠如</li> <li>耐震診断や対策の不実施</li> <li>地盤技術者のサポートの欠如</li> </ul>

ところで、一般の市民がサポートを受けることが可能な地盤技術者とは、具体的にどのような技術者であろうか？ 表-2 は地盤工学分野における既存の技術者資格制度の一覧である。既に多くの資格制度が存在しているので、これらの資格を有する者を活用することができるように関連する法制度等が整備されれば問題は解決するかのようにも思われる。しかし、それぞれの資格はその制度趣旨に応じて専門技術分野の範囲やレベルに特徴があり、戸建て住宅やその宅地の安全性を向上するという観点から、カバーする技術の範囲やレベルが適切ではないことが問題である。例えば建築分野では、国家資格である建築士が基礎も含めて設計

及び工事監理に責任を負うことになっているが、戸建て住宅が該当する 4 号建築物では法的適合性の審査を省略できるルール（4 号特例）があるので基礎の安全性能は実際には照査されていないし、また建築士の多くは擁壁や地盤の液状化等の宅地の安定性に係る専門知識を必ずしも十分に持ってはいない。また民間資格である住宅地盤（主任）技士や地盤検査技士は、住宅地盤の実務において大いに活躍してはいるが、軟弱地盤における基礎の沈下ないし支持力を主な対象としており、宅地造成や擁壁の安定性、あるいは地盤の液状化等の地震時の安定性等に係る専門知識が必ずしも十分ではない。さらに、地盤工学の幅広い専門知識を有する技術士、地質調査技師、RCCM あるいは土木学会認定土木技術者は、必要な地盤調査を行うことが前提の土木工事や大規模な建築工事では活躍しているが、地盤調査に経費を割くことが難しい戸建て住宅やその宅地を対象とした小規模な工事に要求される地盤技術を有していない可能性が高い。結論として、戸建て住宅やその宅地の安全性に係る問題が見過ごされてきた理由は、地盤工学分野における既存の技術者資格制度ではカバーする技術の範囲やレベルが不適切かつ不十分であることと、有資格者を具体的に活用することができる関連する法制度等が整備されてこなかったことと整理できよう。

表-2：地盤工学分野における既存の技術者資格制度

種類	名称	認定団体
国家資格	技術士（建設部門・応用理学部門）	文部科学省
	建築士	国土交通省
	宅地造成等規制法に基づく設計者	
民間資格	地質調査技士	（一社）全国地質調査業協会連合会
	シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）	（社）建設コンサルタンツ協会
	被災宅地危険度判定士	被災宅地危険度判定連絡協議会
	地盤検査技士	（一社）地盤保証検査協会
	住宅地盤（主任）技士	NPO 住宅地盤品質協会
学会認定資格	土木学会認定土木技術者	（公社）土木学会

一方、（公社）地盤工学会（以後、学会と称す）は、東日本大震災の発生以前には単独主催の資格制度の創設には余り積極的ではなかった<sup>2)</sup>。学会では、2010 年の公益法人化を睨んで 2009 年に中長期ビジョンの見直しを行うこととなり、その作業の中で、学会が技術者制度に積極的に関与するべきかどうかを検討された。具体的な検討作業は学会内の企画部において行われ、筆者は当時の企画部長及び中長期ビジョン検討委員会の委員としてこの問題の検討に加わっていた。その際の結論は、表-2 に示すように当該分野における既存の資格制度が数多く存在し、新たな資格を創設しても差別化が困難であること、社会的な要請が特に認められないこと、学会の財政、運営体制、人材等が不足していることを主な理由として、新たな技術者資格制度を学会単独で創設することは当面はしないが、社会貢献の課題として中長期的な取り組みが必要であると結論した。

その後 2011 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、その未曾有の災害を契機に学会が『地震時における地盤災害の被害と対策－2011 年東日本大震災の教訓と提言－』を 4 か月後の同年 7 月 1 日に暫定版である第一次提言として公表した。その後翌 2012 年 7 月に第二次提言が完成版として出版されたが<sup>1)</sup>、新しい資格制度の創設に関する提言は第一次提言の時点から盛り込まれていた。冒頭に述べたように、この提言は埋立て地の液状化や丘陵地の盛土

や擁壁の崩壊等によって数多くの戸建て住宅や宅地が被災したことを受けたものであり、中長期ビジョンの見直し時（2009～2010年）には想定できなかった宅地を対象とした地盤技術者の資格制度に対する大きな社会的な要請を、東日本大震災が喚起したと言える。

学会の提言の構成は以下に示す9分類で、全体で56項目も指摘している<sup>1)</sup>。

- 1) 地盤の液状化による戸建て住宅、ライフライン、道路施設等の被害と復旧・復興
- 2) 丘陵地の造成宅地の被害と復旧・復興
- 3) 巨大津波による被害と復旧・復興
- 4) 広域の地盤沈降と低平地における浸水対策
- 5) 災害廃棄物、津波堆積物、放射性物質汚染土壌等、地盤環境問題への対処
- 6) 自然斜面・切土及び各種社会基盤施設（道路、鉄道、河川、農業、下水道、港湾・空港、電力）の復旧・復興と地盤工学技術の活用
- 7) 産業施設等の復旧・復興と地盤工学技術の活用
- 8) シビアアクシデント対策
- 9) 資格制度と教育・広報

このうち資格制度に関わるものは項目1)、2)、9)である。1)は東北及び関東地方における主に埋立て地で見られた地盤の液状化による宅地の被害、2)は東北各地における丘陵地の造成宅地で見られた主に沢埋めないし谷埋めの盛土や擁壁の崩壊による宅地の被害を反映している。そして、9)は字義通り地盤技術者の資格制度の必要性を指摘している。資格制度に係る具体的な提言の内容を以下に示す。

#### 提言 2.7 戸建て住宅の新設にあたっての施主への説明責任

(長期的、社会全体)

住宅建設業者（住宅販売者）は、住宅を建築する際は、建物の安全に加え、その基礎地盤である宅地に関する安全性についても、施主（住宅購入者）に説明するとともに、施主の希望に応じて採用できる各種耐震補強対策工法とそのコストと効果、ならびにこれらの代替としての地震保険等への加入について説明することが必要。

#### 提言 9.1 地盤品質判定士（仮称）の資格制度の設立

(短期的、社会全体・専門家)

地盤工学の専門知識と倫理観を有する技術者が、社会において適切に評価され、地盤の品質を確認及び説明する業務において幅広く活躍することによって、主に宅地における地盤災害の防止や軽減に貢献することを目的として、新たな技術者資格「地盤品質判定士（仮称）」の制度を設立する。

提言 2.7 では、一般の市民が地盤技術者から受けるべきサポートの内容として、住宅建設時の基礎地盤である宅地の安全性及び関連するリスク対応に係る説明であることが具体的に示されている。また、提言 9.1 では、新たな技術者資格「地盤品質判定士」の目的が、主に宅地における地盤災害の防止や軽減に貢献することであることが記されている。

図-1 は、提言の中に示された「地盤品質判定士」の概念である。宅地の造成業者、不動産業者、住宅メーカー等と住宅及び宅地取得者の間に立ち、地盤の評価（品質判定）に関わる調査・試験の立案、調査結果に基づく適切な評価と対策工の提案等を行う能力を有する技術者と定義されている。

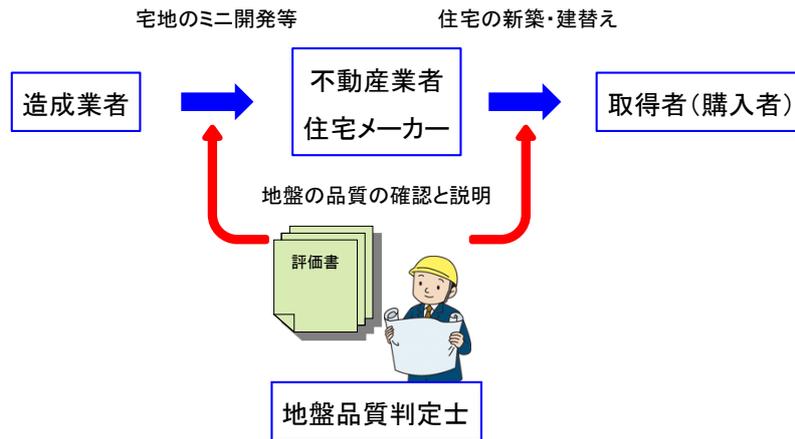


図-1：資格制度「地盤品質判定士」のコンセプト<sup>1)</sup>

地盤品質判定士協議会（以後、協議会と称す）の設立までの経緯は以下の通りである。第一次提言を2011年7月に公表した（公社）地盤工学会は、直ちに当該資格と最も関連が深い（一社）全国地質調査業協会連合会と（一社）日本建築学会に呼び掛けて「資格設立に関する検討会」（2012年1～7月）を立ち上げ、実現可能性と方向性を検討した。そして、3団体が発起人となって関連する産業界の民間組織と専門学術団体が協力して協議会を立ち上げることになり、関心を持つ可能性があると思われた数十の団体組織に参加の意思について確認をした。その結果、（公社）土木学会、（NPO）住宅地盤品質協会、（一社）地盤保証検査協会、（一社）建設コンサルタント協会、（一社）日本住宅建設産業協会の5団体の協力・賛同を得て、「資格制度設立準備会」（2012年8～12月）を立ち上げた。この準備会は、具体的な制度設計を精力的に進め、定款、規則、規程等の規約類の作成や、内部組織及び事務局の体制づくりを行った。そして、東日本大震災の2年後の2013年2月4日に協議会の発足に至ることとなった。

代表は呼びかけ人の（公社）地盤工学会がなり、その他の正会員には（一社）全国地質調査業協会連合会、（NPO）住宅地盤品質協会、（一社）地盤保証検査協会が、さらに賛助会員には（公社）土木学会、（一社）日本建築学会、（一社）建設コンサルタント協会が名を連ねた。その後、3年の間に制度の定着と対外的な関係強化が進み、（一社）全国土木施工管理技士会連合会と（公社）不動産鑑定士協会連合会が賛助会員に加わることになり、現在の正会員は4団体、賛助会員は5団体となっている。

## (2) 資格制度の具体的な内容

協議会の発足前の2012年の段階で「資格制度設立準備会」がイメージしていた制度の概要は、以下のようなものであった。まず、有資格者の活躍の場を明確にするためには法的に位置付けられた国家資格が望ましいが、社会全体が規制緩和の方向にあり法制化には時間が掛かることを考慮して、発足時は民間の専門資格であるが、将来的には公的な業務独占資格を志向するとした。また、資格の活用を図るために、法制度や評価書の整備を進めることとした。そして、検定試験で確認すべき資質は、戸建て住宅の宅地を対象に地盤の品質に関わる網羅的な知識・技術とし、カバーする技術の範囲やレベルが適切かつ十分となるように配慮することとした。さらに、有資格者の技術力の向上を図るため、CPD制度と連携した継続教育と資格更新を義務付けることとした。また、協議会の運営については、関連分野を代表する各団体と連携し、規約類をきちんと整備することとした。

検定試験については、当面は毎年1回、秋（9月下旬）に全国数箇所を実施することとした。想定した受験者数は500～1,000名で、合格率を15～40%と仮定すると合格者数は150～250名となり、5年後には最低でも1,000名程度の判定士が社会で活躍することを目標とし

た。なお、参加団体の中に地盤工学分野の資格制度を運営する団体が多いことを考慮して、当面はこれらの既存資格の有資格者に受験資格を限定して認めることとし、将来的には講習会の修了等を条件とすることを検討することとした。

これまで3回の検定試験の実績を表-3に示す。検定試験に合格して登録した有資格者数は、判定士が775名、判定士補が285名を数え、5年間で1,000名の判定士という当初目標は達成できそうである。しかし、出願者数は1回目の2013年度が1,474名と想定1,000名を大幅に超えていたが、翌年の2回目が639名に半減した。合格者が登録されるために最初の数年間は受験者数が減少することは当然であるが、定常状態として想定している受験者数は400～500名であり、3回目の2015年度に早くもこの範囲に入っている。減少傾向が今後も継続するようだと、有資格者数が不足したり協議会の財政に悪影響が出たりすることが懸念される。

表-3：過去の出願者数と合格・登録者数

年度		2013	2014	2015	計
出願者数		1,474	639	448	—
登録者数	地盤品質判定士	384	223	169	775
	地盤品質判定士補	243	92	84	285*

\*) 判定士補の登録者数は、二次試験に合格すると判定士に登録されるために累積数以下となる。

表-4：受験資格を有するために必要な資格

資格の名称	資格区分・分野等	試験の実施機関	資格の認定機関
技術士	建設部門（土質及び基礎） 応用理学部門（地質、地球物理及び地球科学）	（公社）日本技術士会	文部科学省
建築士	一級	（公財）建築技術教育普及センター	国土交通省
	二級，木造		都道府県
不動産鑑定士	—	国土交通省	
土木施工管理技士	一級	（一財）全国建設研修センター	国土交通省
土木学会認定 土木技術者	特別上級・上級・一級土木技術者 （資格分野：地盤・基礎）	（公社）土木学会	
地質調査技士	現場調査部門， 現場技術・管理部門， 土壌地下水汚染部門	（一社）全国地質調査業協会連合会	
RCCM	地質部門， 土質及び基礎部門	（一社）建設コンサルタント協会	
地盤検査技士	一級	（一社）地盤保証検査協会	
住宅地盤主任技士	調査部門， 設計施工部門	（NPO）住宅地盤品質協会	

そこで、協議会では受験者数の増加を目的に、受験要件の緩和を実施してきた。表-4に受験資格を有するために必要な資格の一覧を示す。このうち、土木施工管理技士は2014年度の

2 回目以降から、技術士（応用理学部門，地球物理及び地球科学分野）と木造建築士は 2015 年度の 3 回目以降から認められ，不動産鑑定士は今年度の 4 回目以降から含まれることになった。他の既存の資格制度で専門技術分野がある程度以上に重複すると思われるものは現在のところ見当たらないので，資格保有による受験要件の緩和は当面は考えていない。受験者の質を保証しつつ，既存資格を持っていない者にも受験機会を与えるために，今後は，経験と学歴の確認及び講習会の修了も受験要件とすることを検討する必要がある。

図-2 に検定試験と登録・更新のフローを示す。一次試験の合格者は「地盤品質判定士補」に，さらに二次試験にも合格した者は「地盤品質判定士」に登録することができる。判定士は，地盤の評価（品質判定）ができる専門的な知識と十分な経験及び高度な技術力を有する者に該当し，評価書を発行することができる。また判定士補は，地盤の評価（品質判定）に必要な基礎的な知識と経験を有する者に該当し，次年度以降は一次試験が免除される。

また，自己研鑽（継続研鑽，CPD）を実施していることを前提に，5 年毎に資格を更新することができる。なお，CPD ポイントが不足する場合には，協議会が指定する更新講習会等の修了が必要となる。

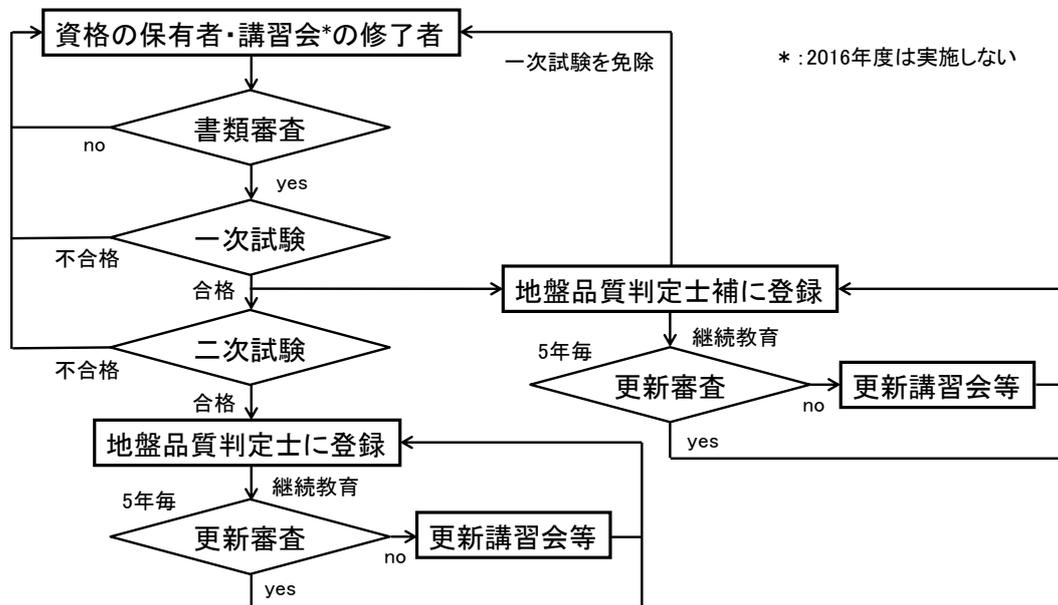


図-2：検定試験と登録・更新のフロー

### (3) 検定試験の概要

受験の対象者には，土木工学・建築工学分野の地盤を扱う技術者と，不動産・住宅関連産業に従事する地盤に関係する技術者が該当する。今年度実施する第 4 回検定試験のスケジュールを図-3 に示す。第 3 回までは 9 月下旬に試験を実施してきたが，今年度は 1 ヶ月遅い 10 月 23 日（日）に実施する。合格発表も 1 ヶ月遅くなるが，登録証は例年通りに年度末までに交付する。なお試験会場については，仙台は 30 名，福岡は 50 名に満たない場合には，第 2 希望地（東京または大阪）に変更してもらうこととしている。

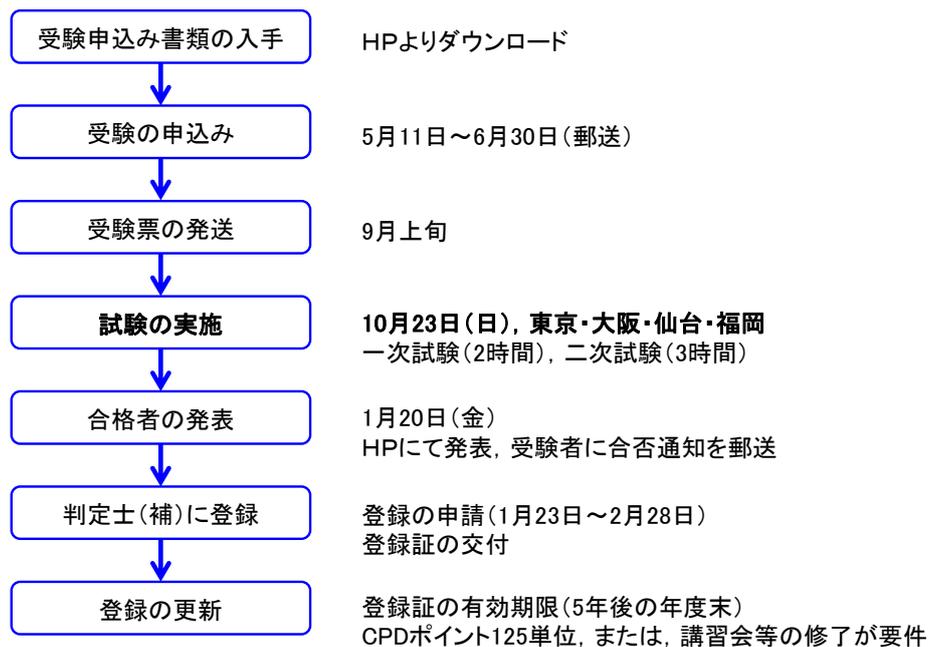


図-3：検定試験から登録・更新までのスケジュール（2016年度の予定）

表-5 に一次及び二次試験の方法と問題の技術分野を示す。狭い技術分野にのみ深く特化した知識よりも抜けない網羅的な知識を期待しているので、合格のためには非常に幅広い分野の学習が必要である。

伊豆大島（2013年10月16日）と広島（2014年8月20日）で相次いで起こった土石流や地すべりで宅地が被災したことを受けて、2015年度の第3回より土砂災害を一次試験の範囲に追加した。また今年度の第4回より、用語の適切化と項目の明確化を目的に、「抗土圧構造物」を「擁壁」に変更し、「地山補強」を「切土」に、「沈下・傾斜」を「基礎」に含めて表現するとした。

表-5：試験の内容

試験区分	試験方法	問題の技術分野
一次試験	多肢択一式 50問 2時間	技術者倫理
		宅地の造成, 土砂災害に関わる法制度
		地質・地形・地盤の調査, 土砂災害
		住宅等(小規模建築物)の基礎
		地盤の液状化
		盛土・切土と擁壁の安定性
		地盤改良
二次試験	記述式 3問 3時間	地盤の液状化
		基礎の支持力と沈下
		盛土・切土と擁壁の安定性

#### (4) 倫理綱領と地盤品質評価書

判定士の使命は、宅地の造成業者、不動産業者、住宅メーカー等と住宅及び宅地取得者の間に立ち、地盤の評価（品質判定）に関わる調査・試験の立案、調査結果に基づく適切な評

価と対策工の提案等を行うことを通じて、住宅及び造成宅地の防災及び国民の安全に寄与することである（図-1 参照）。この重要な使命を適切に果たすために、判定士には高い倫理感が求められており、協議会では創設 1 年後の 2014 年 2 月に以下の 9 項目からなる倫理綱領を定めた<sup>3)</sup>。

- 1) 【公益の重視】地盤品質判定士は、公共の利益を重視し、業務を誠実に遂行する。
- 2) 【法令・倫理綱領の遵守】地盤品質判定士は、業務に関わる法令や倫理綱領を遵守する。
- 3) 【地盤災害の防止・軽減】地盤品質判定士は、的確な地盤の評価（品質判定）を通じて、住宅及び造成宅地における地盤災害の防止・軽減に貢献する。
- 4) 【地質・地盤情報の重視】地盤品質判定士は、正しい地質・地盤情報が重要であることを認識し、不十分・不適切な情報に基づいて地盤の評価（品質判定）を行ってはならない。
- 5) 【地盤品質の的確な評価】地盤品質判定士は、その能力を最大限に発揮して、地盤の評価（品質判定）を的確に行う。
- 6) 【説明の責務】地盤品質判定士は、地盤の評価（品質判定）の内容について、住宅及び造成宅地の取引に関わる人が正しく理解できるように、分かり易く説明する。
- 7) 【信用の保持】地盤品質判定士は、信用を失う行為をしてはならない。さらに、その社会的地位の向上に努める。
- 8) 【守秘義務の遵守】地盤品質判定士は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9) 【継続的な自己研鑽】地盤品質判定士は、新しい専門知識と技術を積極的に修得する。

第 2 項（法令・倫理綱領の遵守）及び第 7-9 項（信用の保持、守秘義務の遵守、継続的な自己研鑽）の 4 項目は、類似の専門技術者集団における倫理綱領では共通の事項である。残りの 5 項目が地盤品質判定士に特徴的な内容である。第 1 項（公益の重視）は、地盤災害という観点から考えると宅地の防災性能には高い公共性が認められるので、社会全般（公共）の利益を重視して、良心・良識に基づいて地盤の評価（品質判定）を行なうことが大切であることを述べている。第 3 項（地盤災害の防止・軽減）は、判定士の使命そのものを謳っている。第 4 項（地質・地盤情報の重視）は判定士業務の難しさを端的に表している。戸建て住宅は小規模建築物に該当するために、必然的に地質・地盤情報の質・量や調査・対策の費用は限られている。しかしながら、正しい地質・地盤情報が得られなければ地盤の評価（品質判定）を的確に行なうことはできないので、必要な地質・地盤情報を得るための調査を疎かにしてはならないし、必要な調査を立案して業務の依頼者に説明しなければならないことを銘じている。第 5 項（地盤品質の的確な評価）は、可能な限りの確に地盤の評価（品質判定）を行うよう最善を尽くさなければならないという判定士の責務を、さらにその際、自然に対して謙虚に接すること、現象の本質を捉えること、多面的に分析すること、総合的に判断すること等の大切さを記している。そして第 6 項（説明の責務）は、判定士が評価書を作成するに当たっては、宅地の造成業者、不動産業者、住宅メーカー等と住宅及び宅地取得者がその内容を正しくかつ容易に理解できるように記述すると共に丁寧に説明する必要があることを義務付けている。これら全 9 項目の詳細は「倫理綱領・同解説」として協議会の HP に公表している<sup>3)</sup>。

判定士の最も重要な業務は、依頼主の求めに応じて地盤の評価（品質判定）を行い、その評価の結果を取りまとめて地盤品質評価書（以後、評価書と称す）を作成することである。この判定士が作成した評価書の記載及び説明に基づいて、依頼主は宅地の防災性能を把握し、購入・売却を判断したり、追加の地盤調査あるいは防災性能を向上するための対策の必要性等を検討したりするからである。協議会では、この評価書の重要性を理解し、上記の倫理綱領に記された精神に則り、以下に示す 6 項目を評価書の作成に当たっての基本的な考え方として示した<sup>4)</sup>。

- 1) 社会全般（公共）の利益を重視し、良心・良識に基づいて地盤の評価（品質判定）を行う。
- 2) 業務に関わる法令や倫理綱領を遵守して地盤の評価（品質判定）を行う。
- 3) 住宅及び造成宅地における地盤災害の防止・軽減に貢献するために、その能力を最大限に発揮して、最新の技術に基づいて的確に地盤を評価（品質判定）する。
- 4) 必要な地質・地盤情報を得るための調査を疎かにしてはならず、正しい地質・地盤情報に基づいて地盤の評価（品質判定）を行う。
- 5) 地盤を評価（品質判定）の内容について、住宅及び造成宅地の取引に関わる人が正しくかつ容易に理解できるように記述する。
- 6) 評価書の記載内容は、地盤品質判定士の信用を失う内容があってはならず、その社会的地位の向上に資するものでなければならない。

さらに評価書に記載する事項やその他の留意事項と共に「『地盤品質評価書』の作成に係る説明」として2014年6月に公表した<sup>4)</sup>。

### (5) 判定士会の活動

2014年4月に384名の判定士と243名の判定士補が誕生し、その7月に20名の判定士の有志が判定士会を設立するための準備会を立ち上げた。その後、1年弱の検討を経て、2015年2月に理事会の下部組織として判定士会が設立された。判定士会の目的は、判定士である会員の地盤の評価（品質判定）に関わる技術の研鑽とモラルの向上並びに社会への啓発を図ることである。そして、協議会と協力して以下の事業を行うことを判定士会規則に定めている。

- 1) 地盤品質判定士等の知識と技術力の維持向上に必要な施策の実施
- 2) 地盤品質判定士等の業務・活用等の推進
- 3) その他、目的達成に関して必要な事業

具体的には、判定士等を対象とした発表会や研修会等の開催、判定士等の活動を支援するための参考資料やマニュアル等の整備、地盤品質判定業務を希望する相談者への判定士の紹介等の支援事業が行われている。対外活動としては、関係団体との協力や、宅地の造成業者・不動産業者・住宅メーカー・住宅及び宅地取得者等へのPR活動・ボランティア活動も行っている。また、判定士資格の社会的地位の向上に関連して、各種団体等と協議を進めて判定士の活躍の場を広げ、より社会に貢献できるような展開を図るとしている。継続教育の一環として、災害調査、判定士活動の事例紹介等も適宜行っている。

判定士会の会員は、地盤品質判定士として登録した判定士（正会員）と判定士補（準会員）で構成し、入退会は任意で、会費は徴収していない。また、将来的には法人会員も構想している。

## 3. 協議会として取り組むべき今後の課題

### (1) 判定士の活躍

第2章(2)節に記したように、将来的には公的な業務独占資格を志向するとしていたが、未だに実現の道は見えてこない。国による民間資格の活用の動きが2014年秋にあったが、協議会が法人格を有していないことを理由に申請が受け付けられなかった。

判定士が社会で活躍する場を拡大するためには、法が要求する業務独占以外にも、さまざまな技術図書への専門技術者としての引用や記載が重要である。その他にも、国や地方自治体の各種の施策や、あるいは民間事業者による認証等の各種業務に関連して活躍する仕組み

が有効である。2014 年より、横浜市における崖地診断業務に係る助成制度について、市の担当部署と協議会の事務局及び判定士会が検討を継続している。

## (2) 協議会の安定的な運営

資格制度では継続性が重要であるので、協議会が財政の面でも人材の面でも長期にわたって安定的に運営されることが大前提である。財政の面については、更新登録料が収入として期待できない 2018 年までは受験料が収入の大部分であるから、一定以上の受験者数を確保することは重要である。よって、表-3 に示す受験者数の急激な減少は深刻な問題である。受験料や登録料の大幅な値上げは逆効果であり、資格そのものの魅力向上が至上命題である。また、受験者用の参考書や過去問題集等による収入の多様化も進める必要がある。

人材の面については、参加団体からの推薦によって、検定試験の問題作成や採点を行う検定委員会のメンバーを確保してきた。3 回の実績により業務の効率化が図られ、また問題のストックや作成のノウハウも蓄積してきたので、今後の負担は軽減すると期待できる。しかしながら、メンバーの出身分野を見ると土木系の出身者が多く、建築分野の人材不足が顕著である。問題は大学等の建築系学科における地盤工学分野の過度の縮小に根源があり、容易には解決しそうにない。民間の実務で活躍されている技術者の支援に頼らざるを得ない状況である。

## (3) 更新制度と継続教育

2018 年からは 2013 年度の第 1 回の検定試験で合格した判定士及び判定士補の更新が始まるので、継続教育及び CPD 制度との関係の整理や CPD が不足した者への講習会あるいは e-ラーニング等の準備を早急に進める必要がある。

## 4. まとめ

「地盤品質判定士」の契機となった東日本大震災から 5 年が経ち、新しい技術者資格として第 1 フェーズが過ぎた感がある。この 5 年間に、地盤品質判定士協議会が創設され、3 回の検定試験を大過なく実施することができた。ご尽力いただいた関係機関及び先輩諸兄に感謝する次第である。

第 3 章に記したように、判定士の活躍と協議会の安定的な運営が今後の課題である。引き続きご支援をお願いする次第である。

### 参考文献

- 1) 地盤工学会：地震時における地盤災害の課題と対策-2011 年東日本大震災の教訓と提言（第二次）、pp. 214-217、2012.
- 2) 地盤工学会：地盤工学会中長期ビジョン 2009 年度報告書、会長特別委員会（公益法人化に伴う中長期プランの再検討）、2010.
- 3) 地盤品質判定士協議会：倫理綱領及び倫理綱領・同解説、<https://www.jiban.or.jp/jage/teikan.html>
- 4) 地盤品質判定士協議会：『地盤品質評価書』の作成に係る説明、<https://www.jiban.or.jp/jage/manual.html>

(注) この予稿は、神戸大学都市安全研究センター研究報告の第 20 号に掲載される拙稿「宅地を多様な地盤災害から守る地盤品質判定士 - 協議会の設立から 4 年目を迎えて -」を若干修正したものである。